

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		国際経済に関する取組			評価方式	総合・実績・事業	番号	⑧
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度概算要求額		
予算 の 状 況	当初予算（千円）	13,109,900	600,640	9,712,555	303,305	435,776		
	補正予算（千円）	△ 624,906	△ 165	0	0			
	繰越し等（千円）	1,831,247	0	0				
	計（千円）	14,316,241	600,475	0				
執行額（千円）		13,315,711	485,935	4,584,684				

達成すべき目標及び
目標の達成度合いの
測定方法

【1. 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進】

(1) 目標

日本経済の拠って立つ柱である多角的貿易体制を維持・強化するため、WTOドーハ・ラウンド交渉の我が国にとって望ましい形での最終妥結に向けて取り組む他、貿易を通じた開発問題への取組、加盟交渉の推進、紛争解決制度の活用等を行う。EPA交渉については、現在進行中の交渉を加速し、早期の合意を目指すとともに、平成22年11月に策定された「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、新規交渉の立ち上げを目指す。

(2) 測定方法

- (イ) WTOドーハ・ラウンド交渉の最終妥結に向けた我が国の貢献度合いや、WTO紛争解決制度の活用度合いを勘案して判断する。
- (ロ) 経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展、地域ワイドのEPAの研究に関する取組について勘案して判断する。

【2. 国際経済秩序への積極的参加】

(1) 目標

G8・G20については、平成23年度におけるG8ドーヴィル・サミット及びG20カンヌ・サミットのフォローアップを確実に行うとともに、平成24年度に米国で開催されるG8サミット、メキシコで開催されるG20サミットの成功に向け、引き続き国際的議論に積極的に貢献していく。OECDにおいては、OECDの諸活動への参加を通して国際経済秩序形成に積極的に参画する。

(2) 測定方法

- (イ) G8・G20サミットの成果文書やその他のG8・G20の活動に対する我が国の貢献の度合いや、その際、我が国にとって望ましい政策が反映されているか等を勘案して判断する。
- (ロ) OECDの理事会、委員会等の文書・提言等の策定、及びその普及に対する我が国の貢献の度合い等を勘案して判断する。

【3. 重層的な経済関係の強化】

(1) 目標

(イ) 2010年の日本APECにおいて合意した「横浜ビジョン」を受けて2011年の米国APEC年において一致したグリーン成長等の分野における取組の促進の達成に向けて、2012年のAPECの議長であるロシアと密接に協力をしながら、地域経済統合、成長戦略、人間の安全保障等の分野における具体的取組を進める。また、ビジネス継続に関する官民対話を行い、APECで災害時の経済に関する政策協調を進める。

(ロ) 日EU間及び二国間の各種経済協議、官民連携等を通じ貿易投資、ビジネス環境の整備を推進するとともに日EU・EPAの締結を目指して包括的な経済関係の強化・拡大に努める。国際貿易、気候変動、エネルギー等の共通の国際的課題についても、日EU協力を推進。

(2) 測定方法

- (イ) APECの首脳・閣僚会議等の成果文書及び作業部会におけるプロジェクト等の活動に対する我が国の貢献度合い、その際、我が国にとって望ましい政策が反映されているか等を勘案して判断する。
- (ロ) 日EU間の定期首脳協議等様々な協議を実施し、双方向投資促進、税関、基準認証等の分野で協力することで日EU経済関係強化の具体策が実現したかを判断する。また、国際社会の共通課題についての協議の内容の深化を勘案して判断する。

【4. 経済安全保障の強化】

(1) 目標

エネルギー・鉱物資源、食料問題、漁業問題への効果的な対応を通じ、これらの資源の持続可能な形での安定供給を確保すること。具体的には、①我が国へのエネルギー・資源の安定供給を確保するとともに、国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化を図ること、②食料価格高騰問題への対応やFAO改革の推進により、世界の食料安全保障に資すること、③マグロ類、鯨類をはじめとする海洋生物資源について国際的な資源管理を通じて、我が国の漁業の安定と利益を確保すること。

(2) 測定方法

- (イ) エネルギーおよび鉱物資源：「資源確保指針」にもとづく資源の安定供給や省エネルギー及び再生可能エネルギーの促進の度合い、関係国際機関等からの我が国の貢献に対する評価を勘案して判断する。
- (ロ) 食料安全保障：海外農業投資の促進等による我が国への食料安定供給の確保、世界の食料供給の改善及び飢餓状況の改善に対する貢献の度合いを勘案して判断する。
- (ハ) 漁業：海洋生物資源の保存と持続可能な利用の促進の度合い、国際機関及び国際会議等を通じた国際協力促進に対する我が国の貢献度合い等を勘案して判断する。

【5. 海外の日本企業支援】

(1) 目標

東日本大震災後の各国の輸入規制や風評被害対策、復旧・復興に向けた情報発信等により日本企業の利益の増進に対する側面的支援を強化すること、及び対日投資の促進等を通じて日本経済の構造調整を活性化させること。

(2) 測定方法

- (イ) 偽造品の取引の防止に関する協定（仮称）（以下ACTA）の効果的実施を含めた知的財産権保護の促進について勘案して判断する。
- (ロ) 在外公館からの実績報告等において、具体的な成果を確認し企業支援の取組の有効性について勘案して判断する。
- (ハ) 対日投資残高について勘案して判断する。

政策評価結果を受けて
改善すべき点

【1. 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進】

(イ) 今後も引き続き、閣僚級及び事務レベルでのあらゆる形式を用いて、WTOドーハ・ラウンド交渉を加速させる。

(ロ) E P Aに関しては、東アジアおよびアジア太平洋地域における広域経済連携の枠組みの研究や検討にも引き続き積極的な参加及び貢献を行っていくとともに、環太平洋パートナーシップ経済連携協定への参加可否を決定するための情報収集のために、引き続き、各国との協議が必要である。更に、発効済みのE P Aの着実な実施に取り組んでいく。

【2. 国際経済秩序への積極的参加】

国際経済秩序の形成及び国際的政策協調のため、引き続き積極的参画を行う必要がある。G 8は、国際社会が直面する重要課題への対応にあたり強い指導力を発揮しており、日本にとって望ましい国際環境を形成するため、引き続きG 8サミットのプロセスに積極的に取り組んでいく。G 20は、国際経済協力に関する「第一のフォーラム」であり、ソブリン・リスクを背景とする世界経済への懸念が高まる中、G 20サミットのプロセスに積極的に貢献していく。また、世界的な金融・経済危機を踏まえ、OECDにおける関連諸活動に更に積極的に参画していく。

【3. 重層的な経済関係の強化】

(イ) 我が国の今後の発展及び安定を図る上で、アジア太平洋地域は世界の成長センターであり、我が国との経済的結びつきが強いAPEC地域の各エコノミーとの経済協力を深め、国際ルールの普及や、価値観の共有を促進することが重要である。これまで我が国は、APECを通じた経済協力を積極的に関与してきた結果、2010年の日本APECにおける「横浜ビジョン」の構築や2011年の米国APECにおけるグリーン成長に関する取組の一致等の具体的な成果を上げており、域内経済協力の一層の強化に引き続き取り組んでいく。

(ロ) リスボン条約下で新体制となったEUは、巨大な単一市場としての存在感を増し、国際社会のアジェンダ設定の主体ともなりつつある。一方で、新興国の台頭を受けて我が国に対する関心が相対的に低下することへの懸念がある。そこで、我が国とEUは民主主義、市場経済等の基本的価値を共有し、グローバルなパートナーとしての協力関係を強化し、経済分野においては経済連携の推進に向けた取組を推進する必要がある。

【4. 経済安全保障の強化】

エネルギー・鉱物資源・食料を巡る新たな情勢を受け、我が国への資源安定供給及び国際市場・貿易システムの安定化に向けた取組を強化する。また、漁業交渉をより主導的に進めていくとともに、国際協力を推進する。

【5. 海外の日本企業支援】

(イ) A C T Aの効果的実施に向けた国内外における取組を強化する。また、知的財産担当官会議の開催、関係機関との連携等を通じて知的財産担当官の対応力を更に強化する。

(ロ) オールジャパンの取組として、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化し、日本企業支援体制をさらに充実させていく。

(ハ) 対日投資については、引き続き在外公館のネットワーク、国際会議等での議論の場を通じ積極的な広報を行うとともに、さらなる投資協定締結促進を行う。

政策評価結果の予算概算要求等
への反映状況

【1. 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進】

- (イ) WTOを中心とするルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化等グローバルな国際経済の枠組みを強化する。
- (ロ) これまでに発効した多数のEPAにつき、その着実な実施に取り組む。

【2. 国際経済秩序への積極的参加】

国際経済秩序の形成及び国際的政策協調のための積極的参画を行うべく、平成24年度に米国で開催予定のG8サミット、メキシコで開催予定のG20サミットについては、その準備会合等をはじめ、サミット・プロセスにおける議論に積極的に取り組んでいく。また、OECDにおいては、OECDによる世界経済の分析、及び政策提言をサポートするために我が国として貢献する必要がある。

【3. 重層的な経済関係の強化】

- (イ) 2011年APEC議長のロシアと協力して、地域経済統合、成長戦略、人間の安全保障等の分野における各種プロジェクト等を通じた域内経済協力の強化に取り組む。
- (ロ) 日本企業の利益増進・保護のため、日EU間の定期首脳協議等様々な協議を実施して、様々な分野で協力を行うとともに平成23年5月に合意されたEPA交渉のためのプロセス開始を踏まえて、EPAの取組を推進するとともに、EU各機関、加盟国への働きかけ、EU情勢の変化への対応に更にきめ細かく取り組む。

【4. 経済安全保障の強化】

- (イ) 国際的な枠組み等を通じたエネルギー・鉱物資源消費国間の協力・協調の強化、これら資源の生産国・消費国間の対話の強化及び生産国との良好な関係の維持・強化の取組を行う。
- (ロ) 国際連合食糧農業機関(FAO)、国際穀物理事会(IGC)等を通じた食料・農業開発問題に関する意見交換、情報収集及び提供、国際条約・基準の策定・運用を拡充していく。
- (ハ) 海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進を継続していく。

【5. 海外の日本企業支援】

- (イ) ACTAを効果的に実施していくには、早期の発効を促すとともに、国際社会でのACTAへの理解を深め、各国との協力関係を築くことが重要となってくる。そのために、各国の知的財産制度を幅広く研究する。また、知的財産担当官の対応力を強化する。
- (ロ) グローバル化が進展する中、企業の海外での活動は一層活発化している。海外に進出する日本企業を支援するためのセンターを5カ所(タイ大、インド大、ホーチミン総、広州総、モンゴル大)設置していたが、これまでの実績及び必要性に鑑み、一定の効果を受け役割を終えたと考える3カ所(タイ大、インド大、モンゴル大)を閉鎖。但し、閉鎖をしたセンターの公館においては、その他の公館同様、引き続き、在外公館が関係出先機関と協力し、海外でのビジネス環境を一層整備するとともに、個別企業の活動に対する支援を強化していく。
- (ハ) 直接投資の促進が各国経済の発展には極めて重要であるとの認識に立って早期の投資協定の締結に向けた具体的な作業を更に前進させる。

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	国際経済に関する取組					番号	⑧			(千円)
	予 算 科 目							予 算 額		
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項			23年度 当初予算額	24年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	A	1	一般	外務本省	分野別外交費	国際経済に関する取組		250,579	257,746	△ 24,755
	A	2	一般	外務本省	東日本大震災復旧・復興分野別外交費	東日本大震災復旧・復興に係る国際経済に関する取組に必要な経費			101,191	
	A	3	一般	在外公館	分野別外交費	国際経済に関する取組		52,726	52,347	△ 9,870
	A	4	一般	在外公館	東日本大震災復旧・復興分野別外交費	東日本大震災復旧・復興に係る国際経済に関する取組に必要な経費			24,492	
	小計								303,305	435,776
対応表において◆となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計									
対応表において○となっているもの	C	1								
	C	2								
	C	3								
	C	4								
	小計									
対応表において◇となっているもの	D	1								
	D	2								
	D	3								
	D	4								
	小計									
合計								303,305	435,776	△ 34,625

政策評価調書(個別票3)

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		国際経済に関する取組				番号	⑧	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			23年度当初予算額	24年度概算要求額	増減			
交渉・検討段階の自由貿易協定・経済連携協定交渉関連経費	A	1	37,560	35,041	△ 2,519	△ 2,519	政策評価結果を踏まえ、今後交渉の進展が必要な交渉関連経費に予算を重点配分することにより、予算の減額要求を行った。	
日フィリピン自由貿易協定・経済連携紛争処理経費	A	1	6,969		△ 6,969	△ 6,969	政策評価結果を踏まえ、本件事業の必要性がなくなった(交渉による紛争手続きの回避)ことに鑑み、予算要求を行わないこととした。	
自由貿易協定・経済連携協定の経済効果に関する調査等関係経費	A	1	4,069	3,749	△ 320	△ 320	政策評価結果を踏まえ、引き続き事業を継続していくも、効率性を見直しにより経費削減を図り、予算の減額要求を行った。	
日中韓投資協定締結に向けた交渉関係経費	A	1,3	1,789		△ 1,789	△ 1,789	政策評価結果を踏まえ、本年度中に所要の目的を達成する見込みであるため、予算要求を行わないこととした。	
自由貿易協定・経済連携協定データベース構築費	A	1	6,014	520	△ 5,494	△ 5,494	政策評価結果を踏まえ、今後交渉の進展が必要な交渉関連経費に予算を重点配分するため、事業内容を見直し、予算の減額要求を行った。	
WTO交渉体制強化のための経費	A	1	315	306	△ 9	△ 9	政策評価結果を踏まえ、引き続き事業を継続していくも、効率性を見直しにより経費削減を図り、予算の減額要求を行った。	
WTO紛争処理関係調査経費	A	1	19,936	18,816	△ 1,120	△ 1,120	政策評価結果を踏まえ、引き続き事業を継続していくも、効率性を見直しにより経費削減を図り、予算の減額要求を行った。	
主要経済情報・データ収集費	A	1	6,705	6,439	△ 266	△ 266	政策評価結果を踏まえ、引き続き事業を継続していくも、効率性を見直しにより経費削減を図り、予算の減額要求を行った。	
経済調査研究及び貿易に関する啓発費	A	1	5,052	2,289	△ 2,763	△ 2,763	政策評価結果を踏まえ、効率性を見直しにより経費削減を図り、予算の減額要求を行った。	
OECD外国公務員に対する贈賄防止条約審査謝金	A	1	448		△ 448	△ 448	政策評価結果を踏まえ、効率性の観点から他の事業へ統合するため、予算要求を行わないこととした。	
欧州経済統合情報センター	A	1	378		△ 378	△ 378	政策評価結果を踏まえ、効率性の観点から他の事業へ統合するため、予算要求を行わないこととした。	
アジア・エネルギー安全保障セミナー	A	1	3,767	3,633	△ 134	△ 134	政策評価結果を踏まえ、引き続き事業を継続していくも、効率性を見直しにより経費削減を図り、予算の減額要求を行った。	
鯨類の持続可能な利用に関するセミナー	A	1	4,941	4,559	△ 382	△ 382	政策評価結果を踏まえ、引き続き事業を継続していくも、効率性を見直しにより経費削減を図り、予算の減額要求を行った。	
国際司法裁判所(ICJ)にかかる関連諸経費	A	3	7,746	3,896	△ 3,850	△ 3,850	政策評価結果を踏まえ、関係省庁との経費分担や効率性を見直しにより経費削減を図り、予算の減額要求を行った。	
二国間投資協定締結に向けた環境調査に係る経費	A	1	4,169	1,222	△ 2,947	△ 2,947	政策評価結果を踏まえ、今後交渉の進展が必要な交渉関連経費に予算を重点配分することにより、予算の減額要求を行った。	
模倣品・海賊版対策等に関する調査・分析	A	3	1,913		△ 1,913	△ 1,913	政策評価結果を踏まえ、他の事業に予算を重点配分するため、予算要求を行わないこととした。	
日本企業支援	A	3	5,340	2,016	△ 3,324	△ 3,324	政策評価結果を踏まえ、一定の結果を上げ役割を終えたと考える3カ所を閉鎖し、本件経費については、その分の予算の減額要求を行った。	
合計			117,111	82,486	△ 34,625	△ 34,625		

平成 23 年度（平成 22 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 23 年 9 月

担当部局名：外務省経済局

施策名	国際経済に関する取組	政策体系上の位置付け
	(政策評価書 283 頁)	基本目標Ⅱ 分野別外交 Ⅱ-4 国際経済に関する取組
施策の概要	<p>我が国の経済外交における国益を保護・増進すること。次の具体的施策より構成される。</p> <p>Ⅱ-4-1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進</p> <p>Ⅱ-4-2 グローバル化の進展に対応する国際的な取組</p> <p>Ⅱ-4-3 重層的な経済関係の強化</p> <p>Ⅱ-4-4 経済安全保障の強化</p> <p>Ⅱ-4-5 海外の日本企業支援と対日投資の促進</p> <p>Ⅱ-4-6 アジア太平洋経済協力(APEC)を通じた経済関係の発展</p>	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>施策Ⅱ-4 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆</p> <p>Ⅱ-4-1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆</p> <p>Ⅱ-4-2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆</p> <p>Ⅱ-4-3 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★☆</p> <p>Ⅱ-4-4 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★☆</p> <p>Ⅱ-4-5 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★☆</p> <p>Ⅱ-4-6 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆</p> <p>(施策の必要性)</p> <p>1 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について</p> <p>(1) 我が国は、これまで GATT/WTO の多角的自由貿易体制の恩恵を受け、経済的繁栄を実現してきた。引き続きこの体制を維持・強化すべく、現在交渉中のドーハ・ラウンド交渉を成功裏に妥結に導き、モノやサービスの更なる貿易自由化やルールの整備を実現することは、我が国の繁栄のみならず、世界経済全体の発展、また途上国の開発促進にも必要な施策である。更に、WTO 紛争解決制度は、WTO 体制に信頼性、安定性をもたらす柱であり、我が国として同制度を支え、また、同制度の下で WTO 加盟国間の貿易紛争をルールに基づき適切に解決し、望ましいルールを定着させるべく、引き続き同制度に積極的に関与・参画していく必要がある。</p> <p>(2) 主要貿易国間において高いレベルの EPA/FTA 網が拡大している一方、我が国の取組は遅れている。市場として成長が期待できるアジア諸国や新興国、欧米諸国、資源国等と我が国の経済関係を深化させ、将来に向けての成長・発展基盤を再構築していくことが必要であり、これまでの姿勢から大きく踏み込み、高いレベルの経済連携に必要な競争力強化等の抜本的な国内改革を先行的に推進しつつ、世界の主要貿易国との間で、世界の潮流から見て遜色のない高いレベルの経済連携を進める必要がある。</p> <p>2 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について</p> <p>(1) 持続的成長の実現や地球規模課題の解決のためには、国際社会の一致した協力が求められる。G8 サミットは、主要先進国の集まりとして、重要な国際的課題に率先して取り組み、国際的議論を主導している。また、G20 サミットは新興国を含む政策調整の場として、国際金融・経済問題等に対処する上で極めて重要な役割を担っている。したがって、我が国にとって望ましい国際経済秩序形成のためには、これらサミットに積極的に参加し、国際的な議論を主導することが必要不可欠である。</p> <p>(2) OECD は国際経済秩序を形成する上で大きな影響力をもつ国際機関であり、我が国にとって</p>	

望ましい国際経済秩序を形成するため、その活動に積極的に参画する必要がある。また、中国等の非加盟国の経済的な重要性が増す中、OECDの有用性を一層高めるためにも、OECDの主要な機能である国際的なルール作り及び新興経済国等を始めとする非加盟国との関係を強化することは重要である。

3 「重層的な経済関係の強化」について

平成13年に首脳レベルで発出された「日・EU協力のための行動計画」の10年間の期限が平成22年を以て終了したが、今後10年の日・EU関係の強化に向けた新しいビジョンを策定する必要がある。特に、経済分野においては、日・EU間の経済連携の強化に向けた取組を推進する必要がある。また、我が国とEUは、民主主義、市場経済等の基本的価値を共有し、国際社会の課題に対して特別の責任を有しており、経済分野のみならずグローバルな課題を含む様々な分野において包括的なパートナーとして一層効果的な協力関係を構築していく必要がある。

4 「経済安全保障の強化」について

我が国は、エネルギー・鉱物・食料等、国民生活の基礎を成す資源のほとんどを海外に依存しており、資源安全保障の維持・強化は我が国の基本的外交目標の一つである。また、我が国は世界有数の漁業国であると同時に、水産物輸入国でもある。こうした中、世界的な金融危機後、再び資源価格の歴史的な高騰に見られるとおり、新興国の資源需要の増大、資源ナショナリズムの昂揚、資源開発企業の寡占化、気候変動等により、資源を巡る基本的枠組みは移行期にある。日本の強みを生かす形で資源産出国との関係強化を図るとともに、エネルギー効率の向上や再生可能エネルギーの普及をはじめ、世界全体の責任ある資源開発・利用に向けた国際連携を推進していくことが必要である。

5 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

(1) 近年、アジア地域を中心に知的財産権侵害が拡大しており、日本企業は、海外市場における潜在的な利益の喪失も含め、深刻な悪影響を受けている。このため、我が国は、多国間・二国間の外交の場を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力について、各国への働きかけを行う必要がある。また、海外における知的財産権侵害について、現地において日本企業を迅速かつ効果的に支援する必要がある。

(2) グローバル化が進展する中、「ヒト、モノ、カネ」の移動は世界規模で一層活発になっており、これに伴い、企業も様々な形で国境を越えた活動を一層活発化させてきている。政府として、日本企業の経済的利益を増進していくために、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境を一層整備するとともに、インフラプロジェクトの受注支援を始め個別企業の活動を支援していくことが求められている。

(3) 対日直接投資は、雇用の拡大や、新しい技術、サービス、ビジネスモデルを日本にもたらす等、日本経済の活力増進につながる有効な手段であるが、現在、諸外国と比較して著しく低い水準にとどまっている。このため、対日直接投資の拡大を正面からの目標とし、政府一体となって種々の推進策を鋭意実施・実行していく必要がある。

(4) 平成17年度以降、所得収支黒字額が貿易収支黒字額を上回っており、国際収支における投資の重要性が高まっている。投資協定は、投資の保護、自由化及び促進のルールを定めるものであると同時に、二国間経済関係の強化を通じた政治・外交面での意義もあり、実際のニーズに答えることを主眼として、迅速かつ柔軟に交渉を進めていくことが適切である。

6 「アジア太平洋経済協力(APEC)を通じた経済関係の発展」について

(1) APECはアジア太平洋地域の21のエコノミーが参加し、世界の人口の約4割、GDP及び貿易量の約5割を占めている。我が国の貿易相手としてもAPEC域内の諸エコノミーが約7割、APECの域内貿易率が約7割と、相互依存関係は極めて強い。我が国の一層の発展及び安定のためには、

APEC 地域の各エコノミーとの経済協力を深め、国際ルールの普及や価値観の共有を促進することが重要な課題である。

(2) このような背景の下、APECの枠組みを活用し、経済分野だけではなくテロ・不拡散、感染症などの幅広い分野の協力に関し、年1回開催されるAPEC閣僚会議・首脳会議での成果に向け、APECでの活動を主導していく必要がある。

(施策の有効性)

1 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

(1) 153 の加盟国に関わる更なる貿易自由化や貿易ルールの整備を実現するドーハ・ラウンド交渉の推進は、グローバルな国際経済の枠組みを強化し、我が国の経済的繁栄を更に実現するためにも有効である。

(2) WTO 紛争解決制度は、WTO 体制に信頼性・安定性をもたらす柱であり、これに積極的に関与・参画していくことは、同制度を支え、また我が国の利益を確保する上で有効である。

(3) EPA/FTA は、WTO のルールを補完するものとして、更なる貿易自由化のために締結される協定であり、これを積極的に推進することは、他国との経済関係を深化させ、将来に向けての成長・発展基盤を再構築する上でも有効である。

2 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

(1) G8サミットは、基本的価値観を共有する主要先進国の集まりとして国際的議論を指導しており、G20サミットは主要な先進国及び新興経済国が参加する国際経済協力の「第一のフォーラム」である。国際社会全体へ影響力を有し、国際経済秩序形成に大きな役割を果たしている両サミットにおける議論に積極的に参画し、主導することは、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成する上で極めて有効な施策である。

(2) OECDにおけるルール作り及び政策提言に積極的に参加し貢献することは、我が国にとって好ましい国際環境づくりを行うことができる点のみならず、各分野において我が国の政策立案の参考にもなる有益な知見を共有できる点において、有効である。また、OECD加盟国が一丸となり非加盟国に対し国際水準の規則・規範への理解及び責任ある行動を求めることや、投資環境改善等の政策の実施を促すことは、地球規模の経済成長の促進につながる。その結果、世界標準に照らして対等な競争環境を整備することは、我が国企業の利益にも資することから、有効である。

3 「重層的な経済関係の強化」について

高度に緊密化した欧州との経済関係強化のためには多角的にアプローチする必要がある。この観点から、日・EU経済連携協定の締結を目指して包括的な経済関係の強化・拡大に努めることが有効である。

4 「経済安全保障の強化」について

(1) エネルギー・鉱物資源については、新興国の需要増大、低投資による供給能力の伸びの鈍化、一部の産出国による資源の国家管理の強化等により中長期的な需給見通しが不透明になるとともに、価格が不安定性を示している状況に対しては、(ア)エネルギー・鉱物資源へのアクセス確保、(イ)安定的なエネルギー市場・貿易システムの形成、(ウ)エネルギー効率向上の世界への伝搬、エネルギー供給源の多様化に向けた取組が有効である。

(2) 食料安全保障に関しては、世界の食料生産・投資を増大し、途上国の食料問題を改善するための国際的対応の形成及び国際連合食糧農業機関(FAO)、国際穀物理事会(IGC)を通じた貢献が重要であるほか、我が国への食料安定供給に向けた国際農業投資の促進等も有効である

(3) 漁業

海洋生物資源の保存と持続可能な利用を確保するためには、地域漁業管理機関などにおける科

学的視点に立った適切な資源管理の推進に協力することが有効である。また国際捕鯨委員会（IWC）において我が国の立場に対する理解を深め、合意形成を図ることが有効である。

5 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

（1）海外における知的財産権保護強化のための施策

偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）（仮称）につき、各国との協議を重ねることにより、模倣品・海賊版対策に向けて各国との協力関係を図り、また、海外の模倣品・海賊版対策を促進するため、日中、日韓、日米、日 EU 間の二国間の対話を継続した。在外公館においては、知的財産担当官の対応力を強化し、海外における日本企業支援及び各国との連携促進を図った。

（2）日本企業支援強化のための施策

日本企業支援をより効果的に行うため、「日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン」に基づき積極的に対応した。また、官民それぞれの適切な経費負担に関するガイドラインに基づき、日本企業支援のために在外公館施設の積極的利用に努めた。インフラプロジェクト専門官や一部の在外公館に設置した「日本企業支援センター」を通じて企業の相談に応ずるなど、企業のニーズへの対応を行っている。

（3）平成 22 年末の対日直接投資残高は、18.2 兆円（一次推計値、GDP 比約 3.8%）となった。物品・サービス及び資本の自由な移動の促進等を目的とする経済連携協定、投資家の投資活動を保護・促進することを目的とした二国間投資協定、国際的な二重課税の回避等を目的とした租税条約や、企業及び個人の社会保険料負担の軽減等を目的とした社会保障協定等の締結等を通じ、対日直接投資の一層の推進に向けて我が国のビジネス環境の改善・整備を図った。

（4）平成 23 年 2 月にインドとの間で、投資の保護、促進及び自由化に関する規定を含む経済連携協定（EPA）に署名した。また、投資協定交渉中のクウェート（11 月）、コロンビア（12 月）、パプアニューギニア（平成 23 年 2 月）、アンゴラ（2 月）との間で実質合意（アンゴラは大筋合意）し、サウジアラビア、カザフスタン、中国・韓国との間で二国間又は三国間投資協定について交渉を進めており、さらに、豪州及び湾岸協力理事会（GCC）との間でも、投資に関する規定を含む EPA について交渉中である。なお、カタール、アルジェリア、ウクライナとの間で投資協定交渉開始に向けた準備を進めている。

6 「アジア太平洋経済協力(APEC)を通じた経済関係の発展」について

アジア太平洋における地域協力を強化していくためには、様々なレベル・分野での地域間の課題やグローバルな課題について自由で継続的な議論を制度的に担保し、さらに、個別具体的な課題に対し、メンバーが協力して取り組むイニシアティブを発揮する場を提供する APEC は、地域協力の推進を実現していく上で有効である。

（施策の効率性）

1 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下のように施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

（1）WTO

2010 年 APEC 貿易担当大臣会合及び閣僚会議においては、前原外務大臣（当時）が共同議長となり、議長国としての立場を最大限に活用し、ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結及び保護主義抑止のための独立の声明を採択した。また、各分野（8 分野）における各種交渉への積極的な参加と精力的な取組を通じ、我が国は WTO の交渉プロセスにおけるプレゼンスを確保した。

（2）EPA/FTA

相手国との交渉及び協議を着実に進めた結果、インドとの間で協定に署名し、ペルーとの間では交渉が完了し、また、新たな共同研究も開始した。

2 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

我が国にとって好ましい、自由で開かれた国際社会の形成は二国間の交渉だけでは実現することができず、G8、G20、OECDをはじめとした多国間の枠組みによる国際秩序形成が必要である。また、限られた予算や人的投入資源を効率的に活用しつつ、多国間の枠組みの下で積極的に議論に参加した結果、成立した合意は、同時に多くの国に影響を与えており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

3 「重層的な経済関係の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日・EU定期首脳協議、加えて4度の首脳協議、ビジネス界との協議等の場において、日・EU間の懸念事項に係る交渉や対話・意見交換を行い、日・EU双方の貿易・投資環境の更なる改善が見られた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

4 「経済安全保障の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下の諸分野で施策がそれぞれ進展した。このように、投入資源量に見合う成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(1) エネルギー・食料については、G8ムスコカ・サミット、G20ソウル・サミット、IEF閣僚級会合、APECエネルギー大臣会合及びAPEC食料安全保障担当大臣会合、FAO食料安全保障委員会をはじめ関連国際フォーラムにおいて我が国の主張が反映され、国際的な枠組み形成及び市場・貿易システムの安定化を主導することができた。再生可能エネルギー分野では、7月にIRENA憲章を批准し、原加盟国として平成23年4月の第1回総会に向けた検討に積極的に関与した。また、国際農業投資の促進等、我が国への資源の安定供給確保のための施策の検討を進めることができた。

(2) 漁業については、北太平洋漁業管理機関設立のための協議において、我が国がイニシアティブをとり、議論を主導してきた結果、第10回同協議において北太平洋漁業管理条約を採択することが出来た。第62回IWC年次会合において、IWCの将来に関し、コンセンサス決定の実現に努力したが、1年間の熟考期間の設置、協議継続となったほか、調査捕鯨への妨害行為に関し、ビデオ等で説明しつつ、関係国がしかるべき措置をとるよう要請した。

5 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

(1) 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）（仮称）の早期実現を目指し、条文案に基づく交渉が5回行われた結果、平成22年中に交渉は大筋合意に至った。また、知的財産担当官会議が中国及び中東・北アフリカ地域で開催される等の施策の進展が見られた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(2) 在外公館施設を活用した日本企業と共催したレセプションやセミナーの開催等により日本企業の経済利益の増進が図られた他、在外公館を通じた現地政府への働きかけによる問題解決や事業相手方とのトラブルを解決するための働きかけを実施した結果、これら問題の解決につながった。パッケージ型インフラ海外展開に関しては、インフラプロジェクト専門官の指名等、在外公館の拠点としての機能が強化され、現地関係機関との連携強化につながったことから、これらのとられた手段は適切かつ効率的であった。

(3) 在外公館のネットワークの活用、種々の外交の場をとらえた我が国の取組の紹介、関係省庁や機関と一体となって取り組んできた手段は適切かつ効率的であった。

(4) 民間団体等との意見交換の内容等も参考としながら、より戦略的な優先順位をもって、投資協定の相手国・地域を検討し、平成 22 年度を通じ、我が国が交渉した投資協定においても進展が見られ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

6 「アジア太平洋経済協力(APEC)を通じた経済関係の発展」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、平成22(2010)年APEC首脳会議等において、地域経済統合、成長戦略、人間の安全保障を中心に、アジア太平洋の将来像について議論を行い、首脳宣言として「横浜ビジョン」に合意することができたのは大きな成果である。このように、投入資源量に見合った成果が得られ、またその実施に際しては投入資源を無駄なく活用したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(反映の方向性)

1 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

(1) ドーハ・ラウンド交渉については、引き続き、米国、EU、中国、ブラジル、インド等、主要国の動向にも留意しながら、交渉の状況を踏まえつつ、引き続き、APEC 貿易担当大臣会合(5月)等の閣僚レベルでの議論の機会を活用しながら、成功裏の妥結を目指して精力的に取り組んでいく。また、保護主義の抑止について、G20やG8等における首脳間での機会も見据えつつ、引き続きWTOにおける監視を支持し、我が国として積極的な貢献を行う。さらに、紛争解決手続への当事国及び第三国案件への参加を通じて、多角的貿易体制の信頼性及び安定性を確保するとともに、WTOルールに基づく我が国の利益を確保するよう努める。

(2) EPA/FTA については、交渉を通じた高いレベルの経済連携の実現及び経済連携に関する研究・検討の促進に取り組む必要がある。また、これまでの交渉の結果、多数のEPAが発効に至る中、これら発効済みEPAの着実な実施に取り組む必要がある。

2 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

国際社会の優先的課題に引き続き取り組むとともに、新たな課題についても国際経済秩序の形成、政策提言に積極的に参画する。具体的には、平成 22 年度に開催されたG8・G20 サミットのフォローアップを確実にを行うと共に、平成 23 年度に仏で開催されるG8 ドーヴィル・サミット及びG20 カンヌ・サミットの成功に向け、引き続き国際的議論に貢献していく。また、OECDについても同様に、国際社会の優先的諸課題や新たな課題に引き続き積極的に取り組むとともに、国際経済秩序の形成及び政策提言に貢献する。

3 「重層的な経済関係の強化」について

我が国のビジネス界から強い要望のある日・EU 経済連携協定に向けた取組を始めとして、引き続きビジネス界の提言の政策への反映に努め、日・EU間の既存のメカニズムをより有効に活用して、規制改革、日・EU間の貿易・投資の拡大を図る。

4 「経済安全保障の強化」について

(1) 新興国の需要増大、資源生産国の偏在、一部の産出国による資源の国家管理の強化等により中長期的な需給見通しが不透明な中、我が国のエネルギー・鉱物資源の安定供給を確保し、国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化を図るため、二国間や多国間の対話・協力、国際機関における活動等を通じて、我が国のエネルギー安全保障の強化に引き続き努める。

(2) 我が国の食料安全保障を実現するため、FAO、IGC等関連国際機関との連携の強化、食料供給国との友好関係の促進等に引き続き取り組む。また、海外における「責任ある農業投資」の行動原則の策定及びその具体化に取り組む。

(3) マグロ漁業、捕鯨等について国際的な漁業管理に引き続き取り組む。

5 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

(1) 知的財産権保護強化のため、関係各国・関係機関と協力しつつ、その対策を強化していく。
(2) 在外公館と本省との情報共有及び双方向の意思疎通、関係省庁や関係機関との連携を一層強化し、平成 22 年 6 月に閣議決定された「新成長戦略」に基づく官民をあげてのインフラ整備支援の観点も含め、日本企業支援体制を更に充実させていく。

(3) 国内投資促進円卓会議が 11 月に取りまとめた「日本国内投資促進プログラム」を推進し、国内投資・事業活動基盤の整備を進める。さらに、日本の事業環境の魅力を向上させるためのヒト・モノ・カネの流れを円滑化する制度改革等を盛り込んだ総合的なプログラム「アジア拠点化・対日直接投資促進プログラム（仮称）」を今後取りまとめる予定である。これらにより、日本に立地する企業の競争力を向上させ、高付加価値型外資企業の立地促進等により対日直接投資の倍増に向けて、鋭意取り組んでいく。

(4) 交渉中の投資協定について早期締結を目指す。また、引き続き、より戦略的な優先順位をもって、投資協定の相手国・地域を検討していく。相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら、交渉相手国に応じ柔軟に対応する。

6 「アジア太平洋経済協力(APEC)を通じた経済関係の発展」について

平成 22 (2010) 年横浜での APEC 首脳会議で採択された「横浜ビジョン」を踏まえ、2011 年 APEC 議長を務める米国が定めた APEC の優先分野（注：地域経済統合の強化、グリーン成長の促進、規制協力の拡大・規制の収斂の促進）について、一つでも多くわかりやすい具体的成果があがるよう、我が国として積極的に貢献する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

(施策の目標)

我が国の経済外交における国益を保護・増進すること。

(目標の達成状況)

1 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

評価の切り口 1：WTO ドーハ・ラウンド交渉に関する APEC を始めとする閣僚級プロセスの活用

2010 年 APEC 貿易担当大臣会合においては岡田外務大臣（当時）が、閣僚会議においては前原外務大臣（当時）が共同議長となり、議長国としての立場を最大限に活用し、ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結及び保護主義抑止のための独立の声明を発出するとともに、平成 23 年が妥結への「機会の窓」という認識を共有し、政治的モメンタムを作り出した。これを受けて、平成 23 年 1 月から、各交渉分野において集中的な議論が行われるとともに、大使級・次官級の会合が断続的に行われている。

評価の切り口 2：経済連携協定の交渉の進展、EPA/FTA の研究・検討に関する取組

平成 22 年度にはインドとの間で協定に署名し、ペルーとの間で交渉が完了した他、豪州との間では 2 回の会合を開催し、韓国との間では交渉再開に向けた事前協議を 1 回実施した。日中韓 3 か国間では産官学共同研究、モンゴルとの間では官民共同研究、カナダとの間では EPA の可能性に関する共同研究が開始され、それぞれ 5 回、3 回、1 回の会合が行われた。東アジア自由貿易圏構想（ASEAN 構成国及び日中韓）、東アジア包括的経済連携構想（ASEAN 構成国及び日中韓印豪ニュージーランド）といった東アジア地域における経済連携の枠組みにつき、検討作業が進められ、閣僚や首脳への報告が行われた。また、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、情報収集のための関係国との協議が開始された。

2 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

評価の切り口1：G8・G20 サミットにおける我が国の貢献

G8 ムスコカ・サミット（平成22年6月）の開催にあたって我が国の貢献は大きく、その成果文書に我が国の考え方を反映させた。特に、ミレニアム開発目標（MDGs）達成の国際的取組を後押しするため、我が国は、平成23（2011）年から5年間で最大500億円規模、約5億ドル相当の追加的支援を表明し、母子保健強化に向けた「ムスコカ・イニシアティブ」の策定に貢献した。

G20 トロント・サミット（平成22年6月）及びG20 ソウル・サミット（平成22年11月）においても我が国は積極的に議論に参画し、その成果文書に我が国の考え方を反映させた。G20 ソウル・サミットでは、持続可能な成長を達成し、金融市場の安定を向上する上で、経済のファンダメンタリズムを反映し、より市場で決定される為替レート制度への移行等が重要である旨、菅総理（当時）から主張し、また、G20 ソウル・サミット（平成22年11月）では、開発問題をG20として初めて取り上げるにあたって、日本として、官民一体で途上国の経済発展に貢献すると発言し、積極的に取り組む姿勢を示した。

評価の切り口2：OECDにおける我が国の貢献

（1）平成22年度 OECD 閣僚理事会においては、我が国が主導し、危機の克服とその後の持続的成長実現に向けた「結論文書」が採択された他、「国際ビジネス及び金融の活動に関する適切性、健全性、透明性に関する宣言」、「グリーン成長戦略」中間報告及び「イノベーション戦略」最終報告が併せて発表され、国際的なルール作りに貢献するとともに、政策提言に向けた新たな基礎を築いた。

（2）個別の活動については、自由貿易体制を維持・発展させるため、WTO、UNCTAD等と協力して各国の保護主義的措置をモニタリングした。貿易委員会では、WTO交渉にも寄与する形で自由貿易を推進した。投資については、「資本移動自由化規約」等を基に、現在は「投資の自由」

（Freedom of Investment: FDI）プロジェクトを通じ、各国の投資関連措置をモニタリングし、より良い投資環境を実現するために各種提言を実施している。また、非加盟国の協力の下に当該国の投資政策レビューも実施した。また、企業の社会的責任（CSR）への取組を奨励しつつ、産業界、労働界などの利害関係を調整する多国籍企業行動指針の改訂作業に積極的に貢献した。この他、輸出信用ガイドライン、外国公務員贈賄防止条約などにより、公平な国際競争条件を整備し、日系企業の事業展開に寄与した。

（3）また、我が国に対する経済見通しや各国の経済分析が行われている。平成22年、日本に対しては、新成長戦略に対してコメントが行われるとともに、経済見通しが発表された。また、OECDが公表している統計は、経済財政白書、月例経済報告関係資料等においても使用され、OECDの知見は広く国民に共有されている。また、現在、社会進歩の計測についても、作業が進められている。

（4）非加盟国との関係については、加盟候補国ロシア及び関与強化国との関係強化に加え、G20への貢献（①租税に関する透明性と情報交換、②投資の保護主義の防遏、③雇用労働政策への取組、④贈賄防止へ向けた取組、⑤化石燃料補助金の影響の分析等。）を行うとともに、MENA（中東・北アフリカ）-OECD イニシアティブや NEPAD（アフリカ開発のための新パートナーシップ）-OECD アフリカ投資プログラムなどにも積極的に参加し、投資環境整備に貢献している。

3 「重層的な経済関係の強化」について

評価の切り口1：EUとの対話を通じた関係強化

各種日・EU間協議及び欧州各国との二国間の枠組みを通じて、ビジネス環境の整備、貿易・投

資源環境の強化に貢献した。日・EU ビジネス・ラウンドテーブル（BRT）を通じた民間側の要望を十分に吸い上げ、対 EU 経済政策等に反映させた。また、日・EU の共通課題（気候変動、エネルギー、WTO 等）に協力して取り組んでいくことを確認した。

4 「経済安全保障の強化」について

評価の切り口 1：我が国への資源の安定供給を実現するための国際環境の創出

資源価格の乱高下の中、G 8、G 20、国際エネルギー機関（IEA）、国際エネルギー・フォーラム（IEF）、エネルギー憲章条約（ECT）等への貢献を通じて国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化を図るとともに、エネルギー効率向上の伝搬及びクリーンエネルギー推進の観点から、国際省エネルギー協力パートナーシップ（IPEEC）を通じた協力を推進し、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）憲章の批准を行うとともに同機関の正式な発足に向け積極的に貢献した。

評価の切り口 2：我が国及び世界の食料安全保障の強化

平成19年から20年にかけて世界各国で深刻化した食料危機に対し、北海道洞爺湖サミット以降、国際会議等の機会を利用して、国際社会の取組を主導してきている。FAO改革を推進したほか、我が国及び世界への食料供給の一層の安定のため、農業投資促進に向けた取組を主導した。食料問題に関する日本のリーダーシップは国際場裡で高く評価されており、国連より右に言及する声明が発出された。

評価の切り口 3：海洋生物資源の適切な保存及び持続可能な利用並びに我が国権益の確保

北太平洋漁業管理機関設立のための協議において、我が国の主張が反映されるよう議論を主導し、北太平洋漁業管理条約が採択された。大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）において、資源状態の悪化が懸念される大西洋クロマグロの保存管理措置が強化され、また、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）においても我が国の提案を踏まえた太平洋クロマグロの漁獲規制等が決定された。第62回IWC年次会合において、コンセンサス決定に向け努力をしたが、1年間の熟考期間の設置、協議継続となった。また、調査捕鯨への妨害行為に関し関係国に必要な措置を要請した。

5 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

評価の切り口 1：海外における知的財産権保護強化に向けた取組

「知的財産推進計画 2010」に沿って、外交ルートを通じて、偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）（仮称）の早期実現に向けた取組の加速、在外公館における知的財産担当官等を通じた対応の強化、日中、日韓、日米、日 EU 間での対話を継続した。その他、G 8 サミット、APEC、OECD 等における複数国間での模倣品・海賊版対策へ向けた積極的働きかけを行う一方、WTO・TRIPS 理事会や世界知的所有権機関（WIPO）等における議論に参画した。その結果、世界各国・各地域より模倣品・海賊版による被害状況の報告が集まる他、模倣品・海賊版対策のための他国との協力が深まり、また、模倣品・海賊版拡散防止のための法的国際枠組みにつき、各国において一定の理解が浸透しつつあること等の効果があった。

評価の切り口 2：日本企業支援強化に向けた取組

各国にある日本大使館・総領事館からの報告にあるとおり、ビジネス環境の整備、現地政府による不公平な待遇の是正、人脈形成や情報提供などの面で成果をあげた。現地関係機関との連携強化の他、国内においても、経済団体等との意見交換などの各種機会において、当省の取組をア

ピールするとともにニーズ把握にも努めた結果、インフラ案件の発掘等個別企業のニーズへの対応強化や官民共催での在外公館施設の活用促進等の面で、本件取組は海外で活躍する日本企業の活動に貢献した。

評価の切り口3：対日直接投資の促進

(1) 在外公館のネットワークの活用：引き続き、在外公館を通じ、現地の政府要人や経済界に対する積極的な広報を実施するとともに、日本貿易振興機構（ジェトロ）等と連携し、対日直接投資に関するセミナーやシンポジウムを開催した。これらの活動を通じ、海外において「インベスト・ジャパン」イニシアティブの認知度を向上させるなど、対日直接投資に関する理解を促進した。

(2) 種々の外交の場をとらえた我が国の取組の紹介：引き続き、国際会議等での議論の場をとらえて我が国の取組を鋭意アピールし、諸外国政府の我が国投資環境整備に関する取組に対する理解を促進した。

(3) 各種条約の締結・発効：経済連携協定、投資協定、租税条約、社会保障協定等の締結等を通じ、ビジネス環境整備を促進した。平成23年2月にインドとの間で、投資の保護、促進及び自由化に関する規定を含む経済連携協定（EPA）に署名した。

評価の切り口4：対外投資の戦略的な支援

日本経団連及び日本貿易会からの提言並びに対外投資戦略会議（平成22年12月に第3回を開催）及びその連絡会議（平成22年7月に第7回を開催）において民間側から提示された意見等も参考に、クウェート及びパプアニューギニアとの交渉を開始した他、カタール、アルジェリア、ウクライナとの交渉開始に向けて準備を進めている。

6 「アジア太平洋経済協力(APEC)を通じた経済関係の発展」について

評価の切り口：平成22（2010）年のAPEC議長としてイニシアティブを発揮し、アジア太平洋地域の更なる発展に向け開催した、APEC首脳会議の成功

1 平成22（2010）年に横浜で開催されたAPEC首脳会議においては、地域経済統合、成長戦略、人間の安全保障を中心に、アジア太平洋の将来像について議論を行い、首脳宣言として「横浜ビジョン」に合意することができた。それは、APECが、更に緊密に高度化した経済統合で結ばれ（「緊密な共同体」）、質の高い成長を実現できる強い共同体（「強い共同体」）であり、安全で、安心して経済活動を行える共同体（「安全な共同体」）に向かっていくというもの。

2 具体的には、ボゴール目標達成評価を行った上で、アジア太平洋地域での地域経済統合を更に推進するために、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の構築に向け具体的な行動を取ることとなった。また、世界の成長センターであるこの地域として初めての、長期的かつ包括的な成長戦略をとりまとめた。また人間の安全保障の課題に対処するため、食料安全保障、防災、感染症への対応、腐敗対策、テロ防止などの分野に注力していくこととなった。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	II-4-1 ①第177回国会施政方針演説 ②「包括的経済連携に関する基本方針」	①平成23年1月24日 ②平成22年11月7日	①「開国の具体化は、貿易・投資の自由化、人材交流の円滑化で踏み出します。このため、包括的な経済連携を推進します。経済を開くことは、世界と繁栄を共有する最良の手段です。我が国は、そう強く認識し、戦後一貫して実践してきました。

	日	<p>この方針に沿って、WTO ドーハ・ラウンド交渉の妥結による国際貿易ルールの強化に努めています。一方、この十年、二国間や地域内の経済連携の急増という流れには大きく乗りおくれてしまいました。そのため、昨年秋のAPECに先立ち、包括的経済連携に関する基本方針を定めました。今年、決断と行動の年です。昨年合意したインド、ペルーとの経済連携協定は着実に実施します。また、豪州との交渉を迅速に進め、韓国、EU及びモンゴルとの経済連携協定交渉の再開、立ち上げを目指します。さらに、日中韓自由貿易協定の共同研究を進めます。TPP、環太平洋パートナーシップ協定は、米国を初めとする関係国と協議を続け、ことし六月を目途に、交渉参加について結論を出します。」</p> <p>② http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/policy/20101106.html</p>
<p>Ⅱ－４－２ ①第176回国会所信表明演説 ②第177回国会外交演説</p>	<p>①平成22年10月1日 ②平成23年1月24日</p>	<p>①「国際社会が直面するグローバルな課題の解決に向け、先頭に立って貢献することが不可欠です。」 ②「グローバルな課題を解決するため、G8・G20等における議論に積極的に参加し、主導していきます。」</p>
<p>Ⅱ－４－３ ・第177回国会施政方針演説</p>	<p>平成23年1月24日</p>	<p>「ことしは、決断と行動の年です。昨年合意したインド、ペルーとの経済連携協定は着実に実施します。また、豪州との交渉を迅速に進め、韓国、EU及びモンゴルとの経済連携協定交渉の再開、立ち上げを目指します。」</p>
<p>Ⅱ－４－４ ・第177回国会外交演説</p>	<p>平成23年1月24日</p>	<p>「(中略) 資源・エネルギー・食料の安定供給の確保のため、在外公館を通じた情報等の集約に努めるとともに、(中略) オールジャパンとして戦略的に各国との連携を強化していきます。」</p>
<p>Ⅱ－４－５ (1) 知的財産権 (イ) 「新成長戦略」 (ロ) 「知的財産推進計画2010」 (2) 日本企業支援 「新成長戦略」 (3) 対日直接投資の促進</p>	<p>(1) (イ), (2) ~ (4) 平成22年6月18日閣議決定 (ロ) 平成</p>	<p>(1) (イ) 第3章Ⅲ. 9 (ロ) 戦略2. 3 (4), 戦略3. 4 (6) (2) 第3章Ⅲ. 6. 一日本企業の海外展開支援</p>

<p>「新成長戦略」 (4) 対外投資の戦略的な支援 「新成長戦略」</p>	<p>22年5月 21日 知的財産戦略本部決定</p>	<p>(3) 第3章Ⅲ.7. 一対内直接投資の促進 (4) 第3章(3) 一貿易・投資の自由化・円滑化を促進する</p>
<p>Ⅱ-4-6 ・第174回国会外交演説</p>	<p>平成22年 1月29日</p>	<p>「本年、日本はアジア太平洋経済協力会議（APEC）の議長を務めます。来年の議長である米国とも緊密に連携し、アジア太平洋地域の更なる繁栄に向け、新しい時代にふさわしいAPECを構想してまいります。」</p>

(注) 外務省における評価方式：

実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）